

シニア

遺贈寄付 広がる社会貢献

遺贈寄付とは

自分の財産を死後、特定の団体や大学、人などに譲ること。相続は原則、配偶者や子供など法定相続人に分配されるが、遺言書などにより第三者が受け取る

◎遺贈したい人の思いはさまざま

医療支援に役立ててほしい

母校の発展に貢献したい

環境保全につなげてほしい



◎寄付額はいくらぐらいから?

- 金額の多寡は関係なし。数万円でも立派な社会貢献になり得る
- 遺産を相続し、葬儀費用などを払い、残ったお金を寄付することも
- 生前に寄付先と相談すれば、自分の思いをより伝えることができる

◎興味を持ったら、情報を集めよう

専門のスタッフがいる相談窓口

公益財団法人日本財団 「遺贈寄付サポートセンター」	☎0120・331531
一般社団法人全国レガシーギフト協会	☎03・6402・5610
一般社団法人日本承継寄付協会	☎03・6435・8540



注意

法定相続人がいる場合、相続人の最低限の取り分に当たる「遺留分」に配慮を

不動産は換金の難しさから、遺贈を受け付けない団体もあるので注意が必要

不動産は注意

不動産の遺贈では、相続人に所得税が掛かる場合がある

高の1890件、遺言書の受領件数は35件に及んだ。子供のいない人やおひとりさまの増加傾向も背景に、チームリーダーの木下園子さん(61)は「生きた証しを社会貢献に、と考える方が目立つ」と話す。相続人がおらず、遺言書がないと財産は国庫に入ってしまうため、自らの意思で活用策も示したい人が増えているようだ。

遺贈に「生きた証し」と語る。本望です」と語る。

遺贈の受け入れでは、専門のスタッフを抱える団体は多い。ただ、寄付者が亡くなった後が前提のため、積極的な勧誘がなされない側面もある。周知、宣伝活動には慎重になっている。

遺贈の受け入れでは、専門のスタッフを抱える団体は多い。ただ、寄付者が亡くなった後が前提のため、積極的な勧誘がなされない側面もある。周知、宣伝活動には慎重になっている。

専門家らが相談窓口 受け入れ拡充団体も

「財産の使い道、行き先、にめどがつき、今はほっとしています」。胆振管内に住む70代の女性は、穏やかな表情でそう話す。関西出身の女性は20年ほど前、自然豊かな道内の生

「生きた証し」 同財団は寄付文化を広げる狙いから、遺贈寄付サポートセンターを2016年4月に開設。問い合わせは年々増え、20年度は過去最

高の1890件、遺言書の受領件数は35件に及んだ。子供のいない人やおひとりさまの増加傾向も背景に、チームリーダーの木下園子さん(61)は「生きた証しを社会貢献に、と考える方が目立つ」と話す。相続人がおらず、遺言書がないと財産は国庫に入ってしまうため、自らの意思で活用策も示したい人が増えているようだ。

遺贈に「生きた証し」と語る。本望です」と語る。

遺贈の受け入れでは、専門のスタッフを抱える団体は多い。ただ、寄付者が亡くなった後が前提のため、積極的な勧誘がなされない側面もある。周知、宣伝活動には慎重になっている。

遺贈の受け入れでは、専門のスタッフを抱える団体は多い。ただ、寄付者が亡くなった後が前提のため、積極的な勧誘がなされない側面もある。周知、宣伝活動には慎重になっている。

自らの財産を死後、公益団体や大学など第三者に贈る「遺贈寄付」の動きが広がっている。終活ブームの影響もあって、身寄りのない人を中心に自分の財産のしまい方を考える人が増えているためだ。最後の社会貢献を支えようと、相続に詳しい専門家らによる相談窓口が設けられ、各団体は受け入れ態勢の充実に努めている。

(編集委員 升田一憲)

もあり、「何か社会に役立たい」と考えていた。

高の1890件、遺言書の受領件数は35件に及んだ。

遺贈の受け入れでは、専門のスタッフを抱える団体は多い。

遺贈の受け入れでは、専門のスタッフを抱える団体は多い。

遺贈の受け入れでは、専門のスタッフを抱える団体は多い。